平成２１年（フ）第１０８９号
仙台市太白区東中田２丁目７番31―503号
債務者　阿部　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番20―301号
債務者　釵持喜久雄
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１１号
仙台市青葉区折立２丁目７番20―707号
債務者　佐藤　藤男
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１２号
宮城県名取市大手町４丁目23番地の２―22号
債務者　貴田　雅晴
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
石川県白山市七原町チ16番地15
債務者　山坂　福子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２８号
長野県木曽郡大桑村大字野尻2148番地２
債務者　太田美樹緒
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２５２号
長野県東筑摩郡波田町5434番地１
債務者　三澤　勝美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５４号
長野県駒ヶ根市赤穂10190番地８　小町屋ハイツＢ号
債務者　河野　雅臣
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５８号
長野県伊那市西箕輪5507番地４　メルローズプレイスＨ号
債務者　宮下　章博
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５９号
長野県上伊那郡宮田村7620番地14西原村住５号
債務者　笹古かおり
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６０号
長野県伊那市西春近401番地
債務者　黒河内　茂
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６１号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1060番地３南湯舟県住51号
債務者　上田　哲之
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３６８号
岐阜市柳ヶ瀬通６丁目６番地１フェニックスビル２Ｆ号室
債務者　中園　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
岐阜市伊吹町１丁目３番地
債務者　左合　　功
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７６号
岐阜市伊吹町１丁目３番地
債務者　左合芙美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５号
岐阜市福光西１丁目２番17号
債務者　本田　杉男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３８６号
岐阜市福光西１丁目２番17号
債務者　本田千夜子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
岐阜市切通５丁目10番10号レジデンスＡ201号室
債務者　佐藤　俊介
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所